

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税課税関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小矢部市は、個人住民税課税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県小矢部市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税関連事務
②事務の概要	<p>個人住民税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。</p> <p>上記に関する事務のうち、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【説明準備事務】 ①住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 特徴事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携)(紙、電子申告データ、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>【当初賦課決定事務】</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>【調査事務】 ①扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には修正申告を提出してもらうことにより賦課内容の更正を行う。 ②税務署通知 市町村が行った調査内容にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p>
③システムの名称	個人住民税 住民税システム 税証明(個人住民税) eLTAXシステム 国税連携システム 確定申告支援システム 課税資料検索システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 個人住民税申告ポータル マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(24の項)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<input type="checkbox"/> [実施する] <input type="checkbox"/> [実施しない] <input type="checkbox"/> [未定]
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 [同命令における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 55の2, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 112, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) [同命令における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができるとされている項 (48の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	小矢部市総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号 電話番号:0766-67-1760 フックス番号:0766-68-2171

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、事業主等経由で提出されたマイナンバーを紐付ける場合には、住基ネット照会により基本4情報が合致するかを確認している他、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システム端末へのアクセスが可能な職員は、ID、パスワード及び顔認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	唐嶋 宏	中村 英雄	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目	平成27年3月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署	中村 英雄	課長	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目	平成29年4月1日	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目	平成30年4月1日	2019/4/1	事後	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目	2019/4/1	2021/3/1	事後	
令和4年3月10日	4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 2, 6, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 6, 4, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) [別表第二における情報照会の根拠] (27の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 2, 3, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 6, 3, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) [別表第二における情報照会の根拠] (27の項)	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目	2021/3/1	2022/3/1	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要【課税資料受付事務】	②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携) (紙、国税連携電子データ)	②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携) (紙、電子申告データ、国税連携電子データ)	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税 住民税システム 税証明(個人住民税) eLTAXシステム 国税連携システム 確定申告支援システム 課税資料検索システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー	個人住民税 住民税システム 税証明(個人住民税) eLTAXシステム 国税連携システム 確定申告支援システム 課税資料検索システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 個人住民税申告ポータル マイナポータル申請管理	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	番号法第9条第1項 別表(24の項)	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 2, 3, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 6, 3, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) [別表第二における情報照会の根拠] (27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 [同命令における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 3, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 55の2, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 8, 3, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 112, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) [同命令における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができるとされている項 (48の項)	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目	令和4年3月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規追加	事後	